

平成 30 年 9 月 13 日  
土地・建設産業局企画課

## 人口減少社会における土地に関する制度の見直しについて検討を開始します

～国土審議会土地政策分科会第 4 回特別部会の開催～

国土審議会土地政策分科会第 4 回特別部会を 9 月 20 日に開催し、中長期的課題としての人口減少社会における土地制度の在り方について検討を行います。

国土審議会土地政策分科会特別部会は、喫緊の課題である所有者不明土地問題に関する制度の方向性等に関する事項及び中長期的課題として人口減少社会における土地制度の在り方について調査審議することを目的として昨年 8 月に設置されました。

このうち、所有者不明土地問題に関する制度の方向性については、特別部会において昨年 12 月に中間とりまとめを公表し、これに基づく「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が今年 6 月に成立するなど、所有者不明土地の利用の円滑化に向けた施策が進められています。

こうした状況の中、特別部会を再開し、残る重要な課題である所有者不明土地の発生抑制・解消に向けて、土地所有に関する基本制度の見直しについて検討を行います。

### 1. 概要

日 時：平成 30 年 9 月 20 日（木）10:00～12:00

場 所：東京都千代田区霞が関 2-1-3

中央合同庁舎 3 号館 11 階特別会議室

委 員：別紙のとおり

議 事：（1）所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に向けて  
（2）土地所有に関する基本制度の見直しについて  
（3）意見交換

### 2. 傍聴

- ・会議は、公開にて行います。なお、カメラ撮りは、会議の冒頭（議事に入る前まで）のみ可能です。会議開始 10 分前にご参集ください。
- ・会議の傍聴を希望される場合は、平成 30 年 9 月 18 日（火）12:00 までに、電子メールまたは F A X にてお申込みください。

<お申込み方法>

- ・件名を「国土審議会土地政策分科会特別部会（第 4 回）傍聴希望」とし、本文に氏名（ふりがな付）、電話番号、勤務先（報道関係の方は社名）、カメラ撮りの有無、電子メールアドレス（または F A X 番号）をご記載の上、下記連絡先までお送りください。

○電子メールの場合：hqt-tokubetsubukai@ml.mlit.go.jp

○F A X の場合：03-5253-1558

※会場の都合上、座席数に限りがございますので、希望者多数の場合は先着順とさせていただきます。

※なお、1 社（団体）につき 1 名までとさせていただきます。

※当日は、名刺など氏名・ご所属のわかるものをご持参ください。

### 3. 備考

- ・会議資料及び議事録につきましては、後日、国土交通省のホームページに掲載します。

お問合わせ先

国土交通省土地・建設産業局企画課 益本(内線:30624) 田邊(内線:30655) 市野(内線:30658)

代表電話:03-5253-8111 夜間直通 03-5253-8292 FAX 03-5253-1558